

2019年4月16日

投資主の皆様へ

森ヒルズリート投資法人

第25期 分配金に関するご説明

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2019年3月15日開催の本投資法人役員会において、2019年1月期（第25期）の通常の「利益分配金」としての1口当たり2,729円に加えて、「一時差異等調整引当額」として1口当たり93円を支払うことを決議し、2019年4月16日より1口当たり合計2,822円の分配金の支払いを開始しました。

今回の分配金のうち、「一時差異等調整引当額」は「利益超過分配」に該当しますが、税務上の「資本の払戻し」に該当するものではなく、あくまで「利益分配金」と同じ配当所得の取扱いとなりますので、1口当たり「利益分配金」2,729円と1口当たり「一時差異等調整引当額」93円を合計した2,822円全額が源泉徴収の対象となり、投資口の譲渡損益は発生しません。

ご不明の点については、以下の照会先にご確認くださいませようようお願い申し上げます。

本件に関する照会先

1. この説明書についての一般的な照会
投資主名簿等管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 : 0120-232-711（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始は除きます。）
2. 税務申告等に関する照会
最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

以上